

## 深夜における酒類提供飲食店営業の新規開始届出に必要な書類

### 【個人・法人共通書類】

- 1 深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書
- 2 営業の方法を記載した書類
- 3 店の平面（求積）図  
(営業所面積・客室面積を算出～計算式の記載をお願いします～、図面上に色分けする等わかりやすいような図の提出をお願いします。)  
※営業所面積～客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等の場所をいいます。  
※客室～通常お客さんが飲食のために利用する場所をいいます。  
カウンター上を含みます。  
カウンター内、厨房、トイレ、廊下等は除きます。  
(客室の床面積は、一室の床面積を9.5平方メートル以上とすること。  
但し、客室が一室である場合は、この限りではありません。)  
※つい立て、ソファ、テーブル等の設備については立面図を記載して下さい。
- 4 照明・音響設備の配置図  
(照明・音響器具の種類、ワット数、配置箇所、個数)  
※20ルクス以下にならないようにお願いします。(スライダックスは不可)
- 5 用途地域証明書(法定外書類)  
福岡市役所都市計画課(4階)が発行、住居地域では深夜酒類の届出はできません。
- 6 営業許可通知書の写し(法定外書類)  
福岡市中央保健所発行のもの

### 【個人営業の場合】

- 7 住民票(本籍が記載されたもの)

### 【法人営業の場合】

- 8 法人の定款の写し  
尚、写しは、謄本証明をお願いします。  
例～「本謄本は原本に相違ありません 平成〇年〇月〇日 株式会社 〇〇 印」
- 9 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)～法務局が発行するものです。
- 10 住民票(本籍が記載されたもの、法人登記簿謄本に記載の役員全員分～監査役含む)

### ※注意事項

- 書類は黒色ボールペンで読みやすい字体で正確に記載してください
- 訂正については修正液等の使用はせず、間違った箇所を二本線で消し、訂正印を押してください
- 書類の提出は平日(土・日・祝日除く)午前9時から午後5時45分まで(午後0時から午前1時までを除きます。)
- 届出書は、営業開始の10日前までの提出です。(受理後の10日後から営業可能)
- 書類は、全て発行年月日3ヶ月以内が有効です。
- 不明の点がある際は、次の所へ連絡下さい。

中央警察署生活安全課防犯係(許可事務担当)

092-734-0110